

はじめに



我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。この間、平成18年には「自殺対策基本法」が制定され、それまで、個人の問題とされてきた自殺が社会的な問題と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになった結果、自殺者数は減少傾向にあります。依然として年間2万人を超えています。

平成28年4月に「自殺対策基本法」が改正され、各自治体に対し、自殺対策計画の策定が義務づけられました。さらに平成29年7月には「自殺総合対策大綱」が見直しされています。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、個人の問題としてだけでなく、社会的な問題であるという認識の下、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことが課題となっております。

こうした中、本市では、誰も自殺に追い込まれることのない鹿嶋市の実現を目指して、鹿嶋市自殺対策計画を策定いたしました。

この計画では、本市における自殺対策を総合的に推進するための具体的な施策を定め、今後は本計画に基づいて、関係機関・関係団体をはじめ、地域の皆様の一層のご理解とご協力のもと、市民の皆さまが生きがいを持ち、地域で安心して暮らすことのできる鹿嶋市を目指してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「健康づくり推進協議会」委員の皆様をはじめ、関係各位、市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成31年3月

鹿嶋市長 錦 織 孝 一